

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和4年11月29日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

清掃・リサイクル普及啓発施設管理運営業務委託

(2) 事業の目的

世田谷区は、区の一般廃棄物処理基本計画の基本理念である「環境に配慮した持続可能な社会の実現」のため、「もの」の生産・流通・消費に関わる区民・事業者すべてが「もの」との付き合い方を見直し、不要なものを出さない暮らしや事業活動を促進していくこととしている。

これまで、清掃・リサイクル普及啓発施設であるエコプラザ用賀・リサイクル千歳台では、区民に対して、ごみ減量等に向けた講座の開催や粗大ごみのリユース頒布、活動団体に対する支援などを行うことで普及啓発を行ってきたが、これまで以上に機能の充実を図り、より効果的な手法での2R（リデュース・リユース）の促進・支援が求められる。

本事業は、様々な世代や属性に対して、時代に合った新たな効果的な手法により、2R行動の促進、2R活動の支援を講じることで、区民に対して「もの」との付き合い方を見直す機会や不要となったものは循環させる知識や経験を創出・吸収する場、区民の主体的な活動・交流の場を提供し、持続可能な社会の実現につなげていくことを目的とする。

(3) 業務内容

清掃・リサイクル普及啓発施設（エコプラザ用賀・リサイクル千歳台）2施設の管理及び運営各施設の事業内容

ア) エコプラザ用賀

- ・清掃・リサイクルに関する情報の発信
- ・リユース推進業務の運営（リユース品の有償譲渡に伴う売り払い額の収納事務を含む）
- ・ごみ減量・リサイクルに関する企画・展示
- ・拠点回収業務（廃食用油、プラスチック、新聞、未使用食品等の回収事業）
- ・設置済みのボックス方式による古着古布の回収
- ・上記以外の普及啓発業務

イ) リサイクル千歳台

- ・ごみ減量・リサイクルに関する活動を行う団体・グループへの活動・交流の場の提供
- ・ごみ減量・リサイクルに関する講座・講習会の開催
- ・ごみ減量・リサイクルに関する企画・展示
- ・拠点回収業務（廃食用油、プラスチック、新聞、未使用食品等の回収事業）
- ・設置済みのボックス方式による古着古布の回収
- ・上記以外の普及啓発業務

(4) 履行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで(3年間)

契約は単年度ごととし、各年度の本契約に係る予算の配当があること、履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

令和5年2月1日～令和5年3月31日(予定)までの期間は、令和5年4月1日から本委託業務を円滑に開始するための準備業務期間として、以下の金額内で別途契約を締結することができる。

令和4年度(準備業務) 金 1,481,000円(税込)

準備業務期間における主な業務内容

- ・令和4年度の施設管理運営業務受託者から業務内容の引継ぎ
- ・事業計画、人員配置の検討、従事職員の研修
- ・年間契約書、第一四半期(4～6月)の事業計画書、令和5年4月勤務予定表の作成
- ・施設専用ホームページの作成業務

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること

(1) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること、なお、当該資格を有しない場合は、「法人事業税(「地方法人特別税」を含む)」、「法人税又は所得税」及び「消費税及地方消費税」に滞納がないことを確認するため、下記の書類を提出すること。

A. 履歴事項全部証明書

B. 税務署が発行する納税証明書(「法人事業税(「地方法人特別税」を含む)」及び「法人税 又は所得税」、「消費税及び地方消費税」)

C. 提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書(営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可)

D. 財務諸表(過去3年間)

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 都道府県民税・市町村民税等に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価内容

事業者について

(1) 事業者の経営理念及びごみ減量・リサイクルに対する考え方

(2) 事業者の実績

(3) 法令遵守・個人情報保護についての考え方

(4) 緊急時における危機管理体制

提案内容

- (5) 本事業の実施体制について
- (6) 普及啓発業務における企画について
- (7) 区民の交流・活動における企画について
- (8) リユースの推進業務について
- (9) 広報業務について
- その他
- (10) 将来、区と連携して実施したい事業の提案
- (11) 見積り金額

提案内容については、関係法令に準拠していることを前提条件とする。

5 手続き等

(1) 担当部課

〒156 - 0043 東京都世田谷区松原6丁目3番5号
世田谷区役所梅丘分庁舎2階
世田谷区清掃・リサイクル部事業課普及啓発担当
電話：03 - 6304 - 3253

(2) 募集説明書の交付期間並びに交付場所及び方法

期間 令和4年11月29日(火)から令和4年12月13日(火)
場所 区ホームページ(くらし・手続き>ごみ・リサイクル>事業者向け情報(公募情報等も含む))にて公開及び(1)に同じ
方法 区ホームページからダウンロードまたは上記(1)の窓口で配布
窓口の場合、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

期限 令和4年12月13日(火)
場所 上記(1)に同じ
方法 持参または郵送(締切日必着)
持参の場合、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで
郵送は、書留郵便に限り、到着については、必ず上記(1)へ電話で確認すること。

(4) 提案書の提出期間、提出場所及び方法

期間 令和4年12月15日(木)~令和5年1月12日(木)
場所 上記(1)に同じ
方法 持参または郵送(締切日必着)
提案書(様式自由)については電子データも併せて送付すること。その際はPDFファイルの形式で電子メールにより送付すること。
持参の場合、土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時から午後5時まで
郵送は、書留郵便に限り、到着については、必ず上記(1)へ電話で確認すること。

(5) 質問受付

提出方法

募集内容について質問がある場合は、**様式4**「清掃・リサイクル普及啓発施設管理運営業務委託に関する質問票」に質問事項を記入の上、電子メールで送信すること。

提出期限

令和4年12月15日(木)～令和4年12月21日(水)午後5時まで

回答方法

令和4年12月23日(金)までに、電子メールで回答する。

質問及び回答は質問者を伏せた上で、原則、全事業者に送付する。

6 審査及び選定方法

提案書を合議により審査するため、選定委員会を設置し、評価基準に基づいて審査を実施する。審査においては、一次審査(書類審査)及び二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)を行い、総合的に評価した結果、最も優れた事業者を本件業務委託契約締結の相手方となるべき候補者とする。

(1) 一次審査

一次審査は、「清掃・リサイクル普及啓発施設管理運営業務委託事業者選定委員会設置要綱」により設置された選定委員会で、提出書類に基づき書類審査を行う。提案者が多数あった場合は、選定委員会において二次審査対象者を3社程度に選定する。

(2) 二次審査

提案者による提案内容のプレゼンテーション(20分程度)を行い、終了後、提案及びプレゼンテーションの内容について質疑応答(15分程度)を行う。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ

(6) 区は、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7) 区との契約では予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙募集説明書を確認すること。

(8) その他の詳細は募集説明書による。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の
技能労働者の場合

**東京都の公共工事設計労務単
価の職種ごとの85%相当額**
(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者の場合
(不動産、賃貸借を除く)

1時間あたり **1,170円**

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき、告示します。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、労働報酬下限額が適用になる契約案件(※)の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約及び予定価格が2千万円以上の工事以外の契約（不動産、賃貸借を除く）又は指定管理者協定

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,731円	潜かん世話役	3,921円	型わく工	2,827円
普通作業員	2,370円	さく岩工	3,326円	大工	2,720円
軽作業員	1,658円	トンネル特殊工	3,188円	左官	2,986円
造園工	2,338円	トンネル作業員	2,689円	配管工	2,561円
法面工	2,986円	トンネル世話役	3,592円	はつり工	2,720円
とび工	2,965円	橋りょう特殊工	3,230円	防水工	3,220円
石工	2,901円	橋りょう塗装工	3,315円	板金工	3,092円
ブロック工	2,689円	橋りょう世話役	3,794円	サッシ工	2,837円
電工	2,837円	土木一般世話役	2,816円	内装工	2,975円
鉄筋工	2,986円	高級船員	3,241円	ガラス工	2,805円
鉄骨工	2,731円	普通船員	2,572円	ダクト工	2,529円
塗装工	3,220円	潜水士	4,505円	保温工	2,455円
溶接工	3,326円	潜水連絡員	3,220円	設備機械工	2,476円
運転手(特殊)	2,689円	潜水送気員	3,135円	交通誘導員A	1,743円
運転手(一般)	2,242円	山林砂防工	2,859円	交通誘導員B	1,509円
潜かん工	3,305円	軌道工	5,143円	上記以外の職種	1,170円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,365円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和4年3月14日告示によるものです。

適用対象は令和4年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。